

(4) 庁舎の整備方法（改修・建替）について

平成23年度の耐震診断の結果により、「本庁舎（本館・議会棟）及び東館」については、基本的に「建替え」等の抜本的な対策を検討し、「新館」については、耐震補強工事によって耐震性が保たれることが報告されている。

上記の状況を踏まえ、庁舎の整備方法を考えるといくつかの選択肢が考えられる。現在の「本庁舎（本館・議会棟）及び東館」が抱える課題を把握し、さらに鹿沼市の財政状況や将来の高齢化、人口減少などを考慮したうえで、整備方法における「**モデル的なパターン**」を想定し、それらについて利便性や安全性、経済性など様々な角度から検討・分析して進める。

本庁舎整備のパターン化

本庁舎整備に伴う基本的事項

・・・＜整備規模・事業費・方法・位置＞

■基本的事項における整備規模については「全庁舎集約か分散庁舎か」、方法については、「耐震補強か新築か」、位置については「現敷地を利用するか移転するか」など、それぞれ選択肢が考えられる。総合的で分かり易く比較検討するため、本庁舎整備におけるいくつかのパターンを想定する。

パターン1

⇒本庁舎（本館・新館）及び東館を耐震補強・修繕し活用する。

パターン2

⇒現在の敷地を利用し、本庁舎（本館・新館）及び東館を全て解体し、既存庁舎を集約した新庁舎を建設する。

パターン3

⇒現在の敷地を利用し、新館は耐震補強により活用し、本庁舎（本館）及び東館を解体し、2つを集約した新庁舎を建設する。

パターン4

⇒現在敷地の利用と周辺市有地を利用しながら、本庁舎（本館・新館）及び東館を全て解体し、必要な面積分による「分庁方式」の新庁舎を建設する。
・・・本庁舎・第2庁舎・第3庁舎の新築、又は、既存施設を活用した分庁。

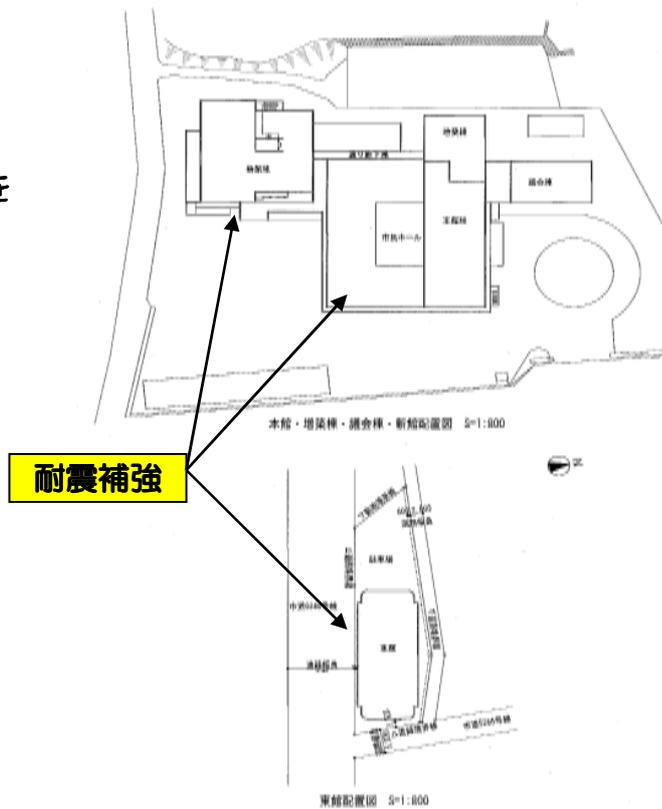
パターン5

⇒本庁舎（本館・新館）及び東館を移転し、新庁舎を建設する。

【パターン化イメージ図】

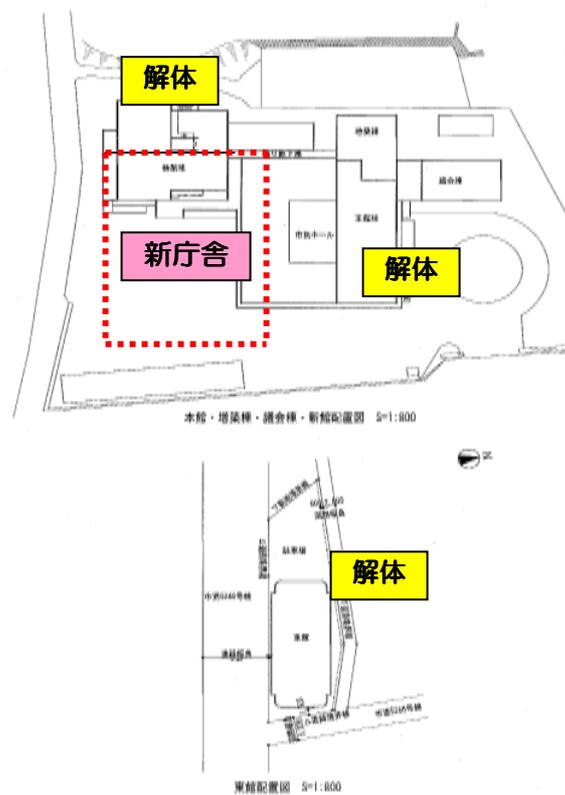
パターン1

- 本庁舎（本館・新館）及び東館を耐震補強し活用する。



パターン2

- 現在の敷地を利用し、本庁舎（本館・新館）及び東館を全て解体し、既存庁舎を集約した新庁舎を建設する。



パターン3

■現在の敷地を利用し、新館は耐震補強により活用し、本庁舎（本館）及び東館を解体し、2つを集約した新庁舎を建設する。



パターン4

■現在敷地の利用と周辺市有地を利用しながら、本庁舎（本館・新館）及び東館を全て解体し、必要な面積分による「分庁方式」の新庁舎を建設する。
⇒本庁舎・第2庁舎・第3庁舎の新築
又は、既存施設を活用した分庁。



〔久保町：柳田商店跡地〕

〔天神町：産文跡地〕



既存施設の活用

市民情報センター

既存施設の活用

まちなか交流プラザ

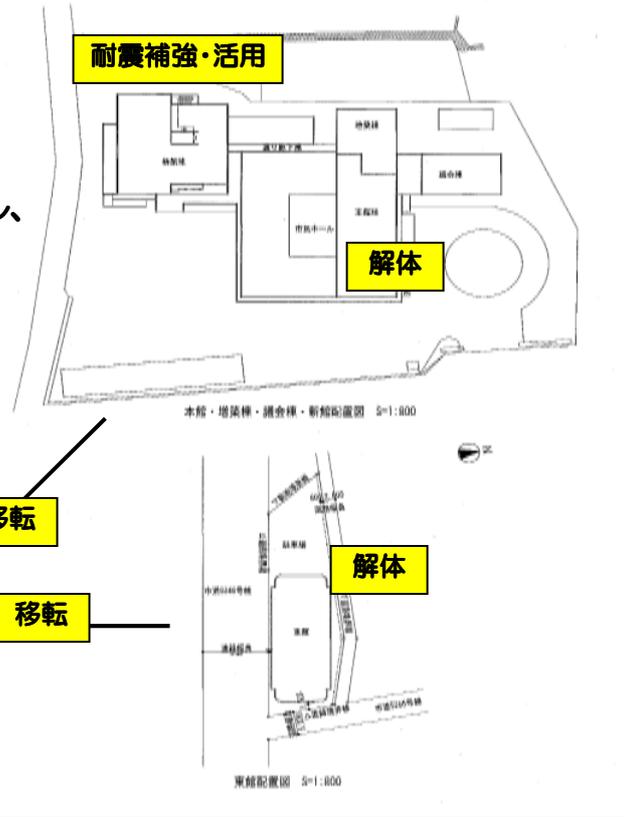
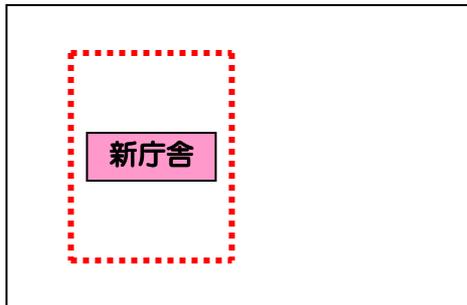
既存施設の活用

市民文化センター

パターン5

- 本庁舎（本館・新館）及び東館を移転し、新庁舎を建設する。

<移転場所の想定>
地方自治法第4条第2項を勘案し、御成橋から国道293号線から南大通り交差点付近までが望ましい。



新庁舎整備パターンの評価基準（案）について

新庁舎に求められる機能を基本に評価視点を設定し、評価軸としてまとめている。この評価基準項目の評価軸に沿って評価を行う。

評価基準項目	評価軸	評価の視点
1. 安全性・防災性	①防災拠点としての機能	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の確保（国の耐震基準以上） ⇒耐震構造・制震構造・免震構造の採用 ・災害対策本部の整備 ⇒本部会議室の設置、防災倉庫、緊急物資の備蓄倉庫の設置 等 ⇒避難者対応オープンスペースの確保 ・バックアップ機能の整備 ⇒被災時のバックアップ電源の設置 ⇒飲料水兼用の防火水槽、汚水槽
2. 利便性	②来庁者の利便性を高めるための機能	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口機能の整備 ⇒ワンストップサービス機能の確保 ⇒部局ごとのワンフロア化 ⇒快適なオープン待合スペースの確保 ⇒誰にでもわかりやすい配置 ・相談機能の整備 ⇒市民のプライバシーの確保 ⇒相談室の設置 ・ユニバーサルデザインへの対応 ⇒バリアフリー新法等の基準を満たす庁舎 ⇒リーバス停留所の設置 ⇒スムーズな誘導線の確保 ⇒授乳室やキッズコーナーの設置 ・駐車場、駐輪場の整備 ⇒安全でゆとりある駐車スペースの確保 ⇒地下駐車場の検討
3. 市民協働の拠点性	③市民との協働・まちづくりを進めるための機能	<ul style="list-style-type: none"> ・交流、まちづくり機能の整備 ⇒多目的スペースの設置 ⇒集いふれあえるイベントホールの設置 ⇒ブランド品等の展示・販売コーナーの設置 ⇒市民活動支援スペース（会議室等）の設置 ⇒レストラン（売店）、喫茶コーナーの整備 ・情報提供、発信機能の整備 ⇒情報共有スペースの設置 ⇒情報コーナーの設置 ⇒地域情報を発信できる掲示板の設置

4. 機能性	④ 議会運営を進めるための機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議場の整備 ⇒本庁舎との一体化（ワンフロアー化） ⇒傍聴席の充実（スペースの拡大と増設） ⇒コンサート等での活用 ・ 委員会室の整備 ⇒複数の常任委員会が開催できる会議室数の確保 ⇒委員会室の傍聴スペースの確保 ・ 議員活動のための機能 ⇒図書室等議会活動に必要な諸室の整備
	⑤ 行政事務を効率的に行うための機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務空間の整備 ⇒オープンフロア方式の執務スペース ⇒1 部局ワンフロアー化 ⇒打合せ・作業スペースの確保 ・ 会議室等の整備 ⇒共有会議室の確保 ・ 書庫及び倉庫の配置 ⇒書類の収納スペースの確保 ⇒書庫・倉庫を各フロアに設置
	⑥ 高度情報化に対応するための機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ サーバ室、情報管理室の整備 ⇒高度情報化に対応したインテリジェント性の確保 ・ OAフロアの整備 ⇒フリーアクセスの容易性
5. 環境性	⑦ 環境と共生するための機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然採光、自然通風の利用 ・ 再生可能エネルギーの活用 ⇒太陽光発電パネル、雨水の利用 ・ 省エネルギー機器、設備の導入 ⇒空調設備の集中管理室の設置 ⇒LED化による小電力化 ⇒断熱性の高い材料のや構造の採用 ・ ライフサイクルコストの低減 ⇒建設副産物の発生抑制及び再資源化 ⇒環境負荷の少ない材料、リサイクルが容易な材料等の採用 ・ 周辺環境等への配慮 ⇒良好な景観づくりへの配慮 ⇒自然環境に適した植栽

6. 経 済 性	⑧庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の維持管理 ⇒省エネ型の庁舎 ⇒設備、電気機器のメンテナンス性の向上 ・ライフサイクルコストへの配慮 ⇒容易な維持管理や修繕を可能とし、設備更新にも対応しやすい構造の採用 ⇒環境負荷の少ない材料やリサイクルが容易な材料の採用 ・個人や行政情報の管理 ⇒執務スペースと来庁者対応スペース分離 ⇒ゾーンにあったセキュリティ対策の導入 ⇒防犯カメラの設置 ・夜間、休日のセキュリティ管理 ⇒事務室等の施錠機能の導入 ⇒入庁者セキュリティシステムの導入 ⇒効率的な管理ができるレイアウト
	⑨整備コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・財源計画（財政への負担度） ・事業スケジュール（建設の実効性） ・合併特例債の活用
7. 地 域 性 （鹿沼性）	⑩シンボルとしての庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿沼市の特性との整合 ⇒「木のまちかぬま」等の鹿沼らしさ ⇒木をアピールできる庁舎（木材利用、木質化）
8. 将 来 性	⑪庁舎施設の更新に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の次の増築又は改築の余地に対する可能性 ⇒後年負担の度合い ・組織改編や機能変化に対する柔軟性
9. 整 合 性	⑫関係法令の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画との整合 ⇒総合計画、都市マスタープランとの整合 ⇒建築基準法、都市計画法との整合